

様式第 1 - 1 (日本産業規格 A 列 4 番)

地 交 第 号
令 和 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	白岡地域公共交通協議会
住 所	埼玉県白岡市千駄野 4 3 2
代表者氏名	会長 椎木 隆夫

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和6年5月27日

(名称) 白岡市地域公共交通確保維持改善協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

白岡市は、面積24.92km²の市域の中央をJR宇都宮線が縦断し、二つの鉄道駅（白岡駅、新白岡駅）を有している。

本市の路線バスは、「JR白岡駅西口・菖蒲仲橋」「JR蓮田駅東口・菖蒲仲橋」「JR蓮田駅西口・菖蒲車庫」の3路線であったが、令和4年7月から新たに「JR蓮田駅西口・白岡中央総合病院」「東伸団地・白岡中央総合病院」の2路線が運行開始したことに伴い、合計5路線となった。しかし、令和6年3月に「東伸団地・白岡中央総合病院」の路線が廃止となったことから、JR宇都宮線の東側では路線バスが全く運行されておらず公共交通空白地域が存在する状況となっている。

また、JR宇都宮線の西側地域を運行する4路線のうち2路線は、JR蓮田駅を起点として市域の一部を経由し、久喜市へ運行するものであり、市民の利用者は一部に限定されている。

65歳以上の高齢者の割合は、平成17年1月の15.5%から令和6年4月には28.4%となっており、高齢化が急速に進展している。

また、本市では、平成11年に「町内循環バス」の運行を開始したが、利用状況や運行経費などを勘案し、平成19年3月に廃止した経緯がある。

今後、高齢化が更に進展していく中で、本市では地域公共交通が果たすべき役割がますます大きくなっていくものと考えている。

市民の通院・買物などの日常生活における移動手段を確保し、交通利便性の向上を図るため、費用対効果の高い地域公共交通サービスの構築が必要である。

本市では、協議会での検討の結果、高齢者や駅・バス停から離れた地域の居住者などを主な対象者として日常生活における移動手段を確保することを目的にデマンド交通の運行を行う。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

定量的目標①：利用者数

・現況43.1人／日 目標50人／日。
(R5年度) (R10年度)

定量的目標②：収支率

・現況18% 目標20%
(R5年度) (R10年度)

定量的目標③：高齢者の外出頻度（週3回以上）

・現況74.2% 目標75%
(R5年度) (R10年度)

(2) 事業の効果

デマンド交通の運行区域は、市域の全体となるため、公共交通空白地域が解消される。デマンド交通の運行により、高齢者や駅・バス停から離れた地域の居住者などの買物や通院などの日常生活に必要な移動手段が確保される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体 ・毎年度デマンド型交通のパンフレットを作成し、全戸配布している。今年度についても、さらなる改善を加え分かりやすく工夫したものを配布する。(市) ・制度周知のための啓発品を地域等のイベントの際に配布する。(市、地域公共交通確保維持改善協議会) ・職員出前講座による制度PRを実施する。(市) ・広報しらおかや白岡市公式ホームページを活用して、デマンド型交通の現状(インターネット予約の利用促進)の周知及び使用例を紹介する。(市) ・のりあい交通登録者募集強化月間を設けPRを実施する。(市) ・啓発品(のぼり旗、バック、ロールアップバナー等)を活用し、普及啓発のキャンペーンを実施する。
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者 別添の表1のとおり
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 白岡市からの運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法 利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施する。
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】 該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】 該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】 該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添の表5のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

回数	開催日	主な議論内容
第1回	平成25年5月21日	これまでの取組の経緯、今後のスケジュール、各会議の予定協議項目
第2回	平成25年6月24日	運営主体、利用対象者、利用者登録
第3回	平成25年7月23日	運行エリア、運行方式、運行ダイヤ
第4回	平成25年8月20日	運行ダイヤ、予約期限、運行曜日、運行時間帯
第5回	平成25年9月24日	運行曜日、システム活用の可否
第6回	平成25年10月22日	車両サイズ・台数
第7回	平成25年11月19日	運賃形態、運賃水準、乗降場所
第8回	平成25年12月17日	乗降場所、オペレーターの雇用形態、運行事業者、契約方式

回数	開催日	主な議論内容	会議結果
第9回	平成26年1月21日	実証運行業務仕様書（案） 実証運行業務に係るプロポーザル実施要領（案） 生活交通ネットワーク計画（案）	全議案承認
第10回	平成26年2月25日	生活交通ネットワーク計画（案）	全議案承認
第11回	平成26年5月15日	生活交通ネットワーク計画（案）	全議案承認
第12回	平成26年6月23日	生活交通ネットワーク計画申請 乗降場所	全議案承認
第13回	平成26年9月17日	乗降場所、利用者アンケート	全議案承認
第14回	平成27年2月10日	運行業務仕様書（案） 運行業務に係るプロポーザル実施要領（案） 実証運行中間報告	全議案承認
第15回	平成27年3月19日	生活交通ネットワーク計画（案）	全議案承認
第16回	平成27年5月26日	生活交通確保維持改善計画（案）	全議案承認
第17回	平成28年1月25日	地域交通確保維持改善事業に係る事業評価（案）	全議案承認
第18回	平成28年5月30日	生活交通確保維持改善計画（案）	全議案承認
第19回	平成29年1月17日	地域交通確保維持改善事業に係る事業評価（案）	全議案承認
第20回	平成29年5月23日	生活交通確保維持改善計画（案）	全議案承認
第21回	平成29年8月10日	生活交通確保維持改善計画（案）	全議案承認
第22回	平成29年10月20日	平成30年度から平成32年度における運行内容変更（インターネット予約導入、運行数の1便増加） 平成30年度から平成32年度における運行契約締結に向けたプロポーザルの実施要領（案） 白岡市オンデマンド型地域公共交通サービス運行業務仕様書（案）	全議案承認
第23回	平成29年12月7日	白岡市オンデマンド型地域公共交通サービス運行業務に係る公募型プロポーザルの選定審査委員会で選定された昭和タクシー（有）への運行業務委託	全議案承認
第24回	平成30年1月23日	地域交通確保維持改善事業に係る事業評価（案） 主要施設（目的）	全議案承認
第25回	平成30年5月30日	生活交通確保維持改善計画（案）	全議案承認
第26回	平成31年1月18日	地域交通確保維持改善事業に係る事業評価（案） 主要施設（目的）	全議案承認
第27回	令和元年5月27日	生活交通確保維持改善計画（案）	全議案承認
第28回	令和2年1月21日	地域交通確保維持改善事業に係る事業評価（案）	全議案承認
第29回	令和2年5月25日	生活交通確保維持改善計画（案）	全議案承認
第30回	令和2年6月29日	課題・今後の方向性について	全議案承認
第31回	令和2年8月4日	コロナ禍における運行について	全議案承認

回数	開催日	主な議論内容	会議結果
第32回	令和2年8月19日	のりあい交通における課題事項の今後の方向性について	全議案承認
第33回	令和2年10月13日	公募型プロポーザル実施要領、仕様書（案）	全議案承認
第34回	令和2年11月25日	公募型プロポーザルの選定結果について	全議案承認
第35回	令和3年1月21日	地域交通確保維持改善事業に係る事業評価（案）	全議案承認
第36回	令和3年3月22日	生活交通確保維持改善計画に係る変更申請（案）	全議案承認
第37回	令和3年5月27日	生活交通確保維持改善計画（案）	全議案承認
第38回	令和3年12月24日	地域交通確保維持改善事業に係る事業評価（案）	全議案承認
第39回	令和4年5月27日	生活交通確保維持改善計画（案）	全議案承認
第40回	令和4年9月22日	交通不便地域指定申請変更 生活交通確保維持改善計画に係る変更申請（案）	全議案承認
第41回	令和5年1月30日	地域交通確保維持改善事業に係る事業評価（案）	全議案承認
第42回	令和5年5月24日	生活交通確保維持改善計画（案）	全議案承認
第43回	令和6年1月29日	地域交通確保維持改善事業に係る事業評価（案） 交通不便地域指定申請変更（案） 生活交通確保維持改善計画に係る変更申請（案）	全議案承認
第44回	令和6年3月29日	白岡市地域公共交通計画（案）	全議案承認
第45回	令和6年5月27日	地域公共交通確保維持事業に係る計画 運行业務に係るプロポーザル実施要領（案） 運行业務仕様書（案）	
19. 利用者等の意見の反映状況			

(1) 意見募集の方法

① 郵送アンケート（16歳以上）

平成24年6月に16歳以上の市民を対象として郵送アンケート方式の「白岡町地域公共交通基礎調査」を実施し、市民の移動実態及び公共交通等の利用状況等を把握するとともに、新たな公共交通サービスの在り方についての意見を募集した。

② 聞き取り調査（市内主要施設）

平成24年7月に主要施設における町民の移動実態把握のため、「白岡町役場」「白岡郵便局」「白岡中央総合病院」「埼玉りそな銀行白岡支店」の各施設において、利用者に聞き取り調査を実施した。

③ 地域公共交通市民検討会議の設置

本市の公共交通の基本方針を策定するに当たり、平成24年9月から平成25年2月にかけて地域公共交通市民検討会議を設置して、市民の視点・立場からの意見を聴取した。

④ 郵送アンケート（65歳以上）

デマンド交通の主な利用者として想定される65歳以上の高齢者を対象として平成25年8月に「白岡市の新たな公共交通サービスに関するアンケート」を実施し、デマンド交通の需要や課題を把握するとともに、自由記述にてデマンド交通に期待することなどの意見を募集した。

⑤ 聞き取り調査（民生委員・児童委員による独居高齢者宅訪問聞き取り調査）

平成25年10月から11月にかけて、65歳以上の独居世帯の方を対象として通院及び買物における交通手段と困っていることについて民生委員・児童委員による聞き取り調査を実施した。

⑥ 車内アンケート

実証運行において、利用者に車内アンケートをした。

⑦ 郵送アンケート（利用者）

平成27年2月に実証運行において利用した市民を対象として、郵送によるアンケートを実施した。

⑧ 車内アンケート

本格運行においても、利用者に車内アンケートを実施した。

⑨ 郵送アンケート

平成28年9月に「のりあい交通を利用している市民」、「登録しているが利用していない市民」、「登録していない市民」の3区分に分けて郵送アンケートを実施し、今後の改善に向けた課題を把握した。

⑩ 郵送アンケート

令和元年11月に「のりあい交通を利用している市民」、「登録しているが利用していない市民」、「登録していない市民」の3区分に分けて郵送アンケートを実施し、今後の改善に向けた課題を把握した。

⑪ 郵送アンケート

令和4年7月に「のりあい交通を利用している市民」、「登録しているが利用していない市民」、「登録していない市民」の3区分に分けて郵送アンケートを実施し、今後の改善に向けた課題を把握した。

(2) 主な意見の内容と意見への対応

市役所などの公共施設や商業施設、医療機関が集積するJR白岡駅周辺の市域中央へのアクセスを求める意見が多かった。

また、以前に運行されていた「町内循環バス」廃止の経緯を踏まえ、継続できる交通サービスを求める意見が多かった。

これらの意見を基に協議会での協議を進め、運行区域を市内全域として、散在する利用者のニーズに応えることとした。そして、運賃水準について、一回の乗車につき500円とするなど、事業の継続性についても配慮した。

平成26年度では、利用者に車内アンケート及び郵送アンケートを実施して、その意見を基に平成27年4月から予約期限を変更した。

平成28年度では、利用者、登録者、未登録者に対して郵送アンケートを実施した。

このアンケート結果をもとに、お昼の時間帯に5便(12:30~13:29)を設け、インターネット予約を導入した。

令和元年度に実施したアンケートでは、利用者の満足度が非常に高い結果が得られたものの、利用が集中する午前中の便の予約が取りづらいとの意見が複数あった。

この結果は、予約システムlog分析結果においても予約の不成立状況として表れており、令和3年度から午前中の便(8:30~12:29)を1台増車し、3台体制とした。

このアンケート結果をもとに、お昼の時間帯に5便(12:30~13:29)を設け、インターネット予約を導入した。

令和元年度に実施したアンケートでは、利用者の満足度が非常に高い結果が得られたものの、利用が集中する午前中の便の予約が取りづらいとの意見が複数あった。

この結果は、予約システムlog分析結果においても予約の不成立状況として表れており、令和3年度から午前中の便(8:30~12:29)を1台増車し、3台体制とした。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 埼玉県白岡市432番地

(所 属) 白岡市生活経済部地域振興課交通政策室

(氏 名) 中澤 聡

(電 話) 0480-92-1111 内線 382

(e-mail) chiiki@city.shiraoka.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずに、本様式と異なるものであっても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

[illegible]

市境界（区域運行）
 鉄道駅・バス停 1km 圏域
 鉄道（JR）
 鉄道（私鉄）
 朝日バス 遠田駅西口～青山（遠田海岸線）
 朝日バス 遠田駅西口～青山（大谷線）
 朝日バス 遠田駅西口～上野戸（八井神社線）

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内ファイダーシステム)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内ファイダーシステム (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
白岡市 蓮田市	昭和タクシー(有)	(1) 白岡市のりあい交 通		白岡市内 及び蓮田 病院		往 km 復 km	293日	10,548回			区域運行	②(2)	朝日自動車線の路線バス ・停留所との接続 ・根金橋バス停で地域間幹 線系統蓮田駅西口～西新 宿～葛満仲橋線と接続 ・柴山バス停で地域間幹線 系統蓮田駅西口～柴山～ 葛満仲橋線と接続 ・白岡駅バス停で白岡駅～ 降臨～葛満仲橋線と接続、 白岡駅で鉄道JR宇都宮線 と接続	③
						往 km 復 km	日	回						
						往 km 復 km	日	回						
						往 km 復 km	日	回						
						往 km 復 km	日	回						
						往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内ファイダーシステムに係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内ファイダーシステムが接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

2024年(令和6年)10月～2027(令和7年)年9月運行日一覧表

2024/10/1				2024/11/1				2024/12/1				2025/1/1				2025/2/1				2025/3/1				2025/4/1				2025/5/1				2025/6/1				2025/7/1				2025/8/1				2025/9/1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日	月日	曜日	運行日

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	白岡市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	14,460
交通不便地域等	6,765

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
535	白岡市岡泉	局長指定
345	白岡市実ヶ谷	局長指定
133	白岡市千駄野	局長指定
569	白岡市小久喜	局長指定
2,177	白岡市上野田	局長指定
1,251	白岡市下野田	局長指定
411	白岡市爪田ヶ谷	局長指定
417	白岡市太田新井	局長指定
422	白岡市彦兵衛	局長指定
363	白岡市高岩	局長指定
142	白岡市寺塚	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
白岡市地域公共交通計画	令和6年3月29日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。

3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。
(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

白岡市地域公共交通計画

地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
白岡市地域公共交通計画 77 ページ
2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
白岡市地域公共交通計画 78 ページ
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
白岡市地域公共交通計画 32 ページ
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
白岡市地域公共交通計画 90 ページ～92 ページ

（添付資料）

・上記記載の地域公共交通計画の該当ページ（写し）

※ご参考

・要綱第17条第1項

陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
- 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

◆地域公共交通計画における各交通システムの役割と確保・維持策

市内の公共交通について、位置付けと役割、確保・維持に係る方針を次のとおり整理します。

本計画期間においては、次の内容に沿ってそれぞれの交通手段の確保・維持策に取り組み、持続可能な運行を目指します。のりあい交通は、継続し「地域公共交通確保維持改善事業（フィーダー補助）」を活用し、持続可能な運行を目指します。

位置付け	系統（交通手段）	役割	事業区分	実施主体	確保・維持策
広域幹線	鉄道 JR 宇都宮線 （湘南新宿ライン・上野東京ライン）	都市間連絡の骨格路線として、市外との広域交通を担う	鉄道事業	交通事業者	交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保する
地域間幹線	路線バス 朝日バスの各路線	市内並びに隣接市の各拠点を連絡する骨格路線となる	一般乗合	交通事業者	交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保する
支線	路線バス けんちゃんバス 蓮田駅西口～（椿山、西新宿、白岡駅）～白岡中央総合病院	市内各地域を運行し、軸となる公共交通に接続して、他の交通手段を補完するとともに、市内各地を連絡する路線となる	一般乗合	交通事業者	交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保する
	のりあい交通 （区域運行：白岡市内及び蓮田病院）	公共交通空白地域の市民の移動を補完し、居住地と市内各地を繋ぐ	一般乗合	白岡市地域公共交通確保維持改善協議会（運行は交通事業者に委託）	地域公共交通確保維持改善事業（フィーダー補助）を活用し持続可能な運行を目指す
	新たな公共交通	地域の状況に応じて、他の交通手段を補完する	—	—	検討中

◆各主体の役割

地域公共交通における各主体の役割を次のとおり整理します。

【民間事業者】

- ・鉄道や路線バスの運行および維持、DX 化の推進
- ・行政と連携した医療機関等が所有する遊休車両の活用の検討 等

【行政】

- ・本計画の推進
- ・本市における交通ネットワーク管理
- ・のりあい交通の運営 等

【市民】

- ・積極的な公共交通の利用
- ・自助・共助の推進 等

◆各交通システムを結ぶ拠点の役割

市内の公共交通を連絡する乗り継ぎ拠点について、その機能を次のとおり整理します。

区分	機能	対応する拠点・ポイント
乗り継ぎ拠点	広域幹線、地域間幹線、支線をそれぞれ連絡する鉄道駅等において、公共交通機関相互の連携強化や待合環境の向上を図るべき拠点	JR 白岡駅・ JR 新白岡駅

◆地域公共交通確保維持改善事業の必要性

本市は、面積 24.92 km²の市域の中央を JR 宇都宮線が縦断し、2つの鉄道駅（白岡駅、新白岡駅）を有しています。路線バスは、「JR 白岡駅西口・菖蒲仲橋」、「JR 蓮田駅東口・菖蒲仲橋」、「JR 蓮田駅西口・菖蒲車庫」、「JR 蓮田駅西口・白岡中央総合病院」の4路線で、いずれも JR 宇都宮線の西側地域を運行する路線であり、JR 宇都宮線の東側では路線バスが全く運行されていない状況です。

また、65歳以上の高齢者の割合は、平成 17 年（2005 年）1月の 15.5%から令和 5 年（2023 年）4月には 28.2%となっており、高齢化が急速に進展しています。本市では、平成 11 年（1999 年）に「町内循環バス」の運行を開始しましたが、利用状況や運行経費等を勘案し、平成 19 年（2007 年）3月に廃止した経緯があります。今後、高齢化が更に進展していく中で、本市では地域公共交通が果たすべき役割がますます大きくなっていくと捉えています。

市民の通院・買物等の日常生活における移動手段を確保し、交通利便性の向上を図るため、費用対効果の高い地域公共交通サービスの構築が必要であることから、地域公共交通会議での検討の結果、高齢者や駅・バス停から離れた地域の居住者等を主な対象者とし、日常生活における移動手段を確保することを目的としたデマンド交通の「のりあい交通」を運行しており、本市の公共交通において必要不可欠な移動手段となっています。

一方で、白岡市や白岡市地域公共交通確保維持改善協議会、運行委託事業者の運営努力だけではのりあい交通の運行維持が難しいため、地域公共交通確保維持改善事業により運行を確保・維持していく必要があります。

4) のりあい交通

①のりあい交通とは

「のりあい交通」とは、利用者があらかじめ予約をして、同じ方面に行く人と乗り合いながら目的地に移動する交通機関です。本市においても市内全域を運行エリアとした地域公共交通サービスとして運行しており、普段利用しているゴミ集積所から、白岡市内の病院やスーパー、駅、市役所や図書館等の市が指定した場所に片道 500 円（乗り合い利用の場合は 1 名：300 円）で行くことができます。

本市では、予約システムを導入し、のりあい交通の利用しやすさの向上と効率的な運営を行っています。

②のりあい交通の運行状況

新型コロナウイルスが落ち着いたこともあり、年々利用者は増加傾向にあります。

《のりあい交通の運行状況》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1日当たりの利用人数	30.8 人	39.8 人	44.2 人

出典：白岡市

③のりあい交通の車両状況

昭和タクシーに委託し運行を行っているため、昭和タクシーと同一の車両を使用しています。

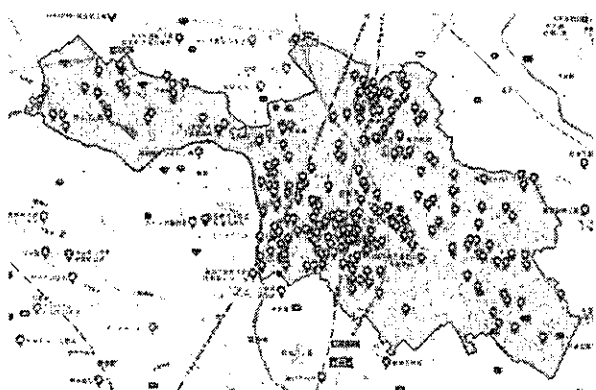
④のりあい交通の目的地

のりあい交通の目的地は、市内に多く点在している状況です。市役所や鉄道駅等の公共施設から、医療、子育て、商業施設まで多岐にわたっており、一部の目的地は市外にあります。

《のりあい交通の主な目的地》

属性	主な目的地
官公庁・駅	市役所、はびすしらおか、白岡駅、新白岡駅 等
医療・福祉	白岡中央総合病院、蓮田病院、老人福祉センター、介護施設 等
商業・農業	各郵便局、スーパー 等
子育て・学校	各小中学校、保育所、幼稚園 等
コミュニティ施設等	コミュニティセンター、勤労者体育センター、総合運動公園、各集会所・自治会館 等
その他	霊園、寺社仏閣 等

《のりあい交通の目的地》



施設	名称
病院・医院・診療所	白岡中央総合病院、新白岡あだち眼科、蓮田病院、富田皮膚科 等 25 箇所
歯科医院	青空歯科クリニック、アリス歯科クリニック 等 20 箇所
介護施設	老人福祉センター、光乃里、ぽっかぽか 等 25 箇所
福祉施設	太陽の里、めぐみの里 等 9 箇所

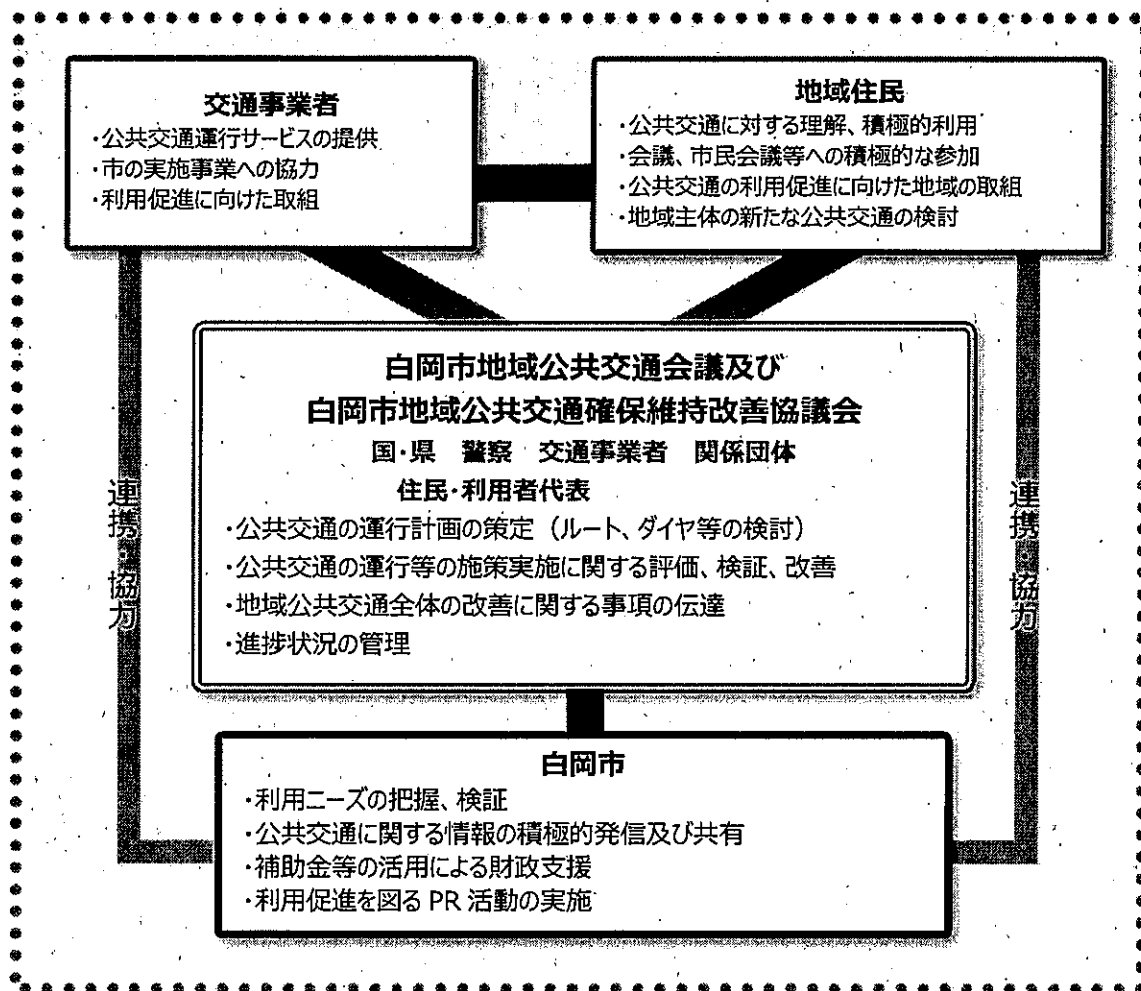
出典：白岡市

9-1 計画の推進体制

本計画の目標を達成するためには、市や白岡市地域公共交通会議及び白岡市地域公共交通確保維持改善協議会の取組に加え、利用者である地域住民や交通事業者等が、本計画を理解・共有し、推進していくことが重要です。また、白岡市地域公共交通会議及び白岡市地域公共交通確保維持改善協議会が中心となり、本計画の周知や関係主体間の連携強化を図ることも必要です。

前章において掲げた施策の実施に当たっては、交通事業者や国、県等の関係機関との調整を図るとともに、国、県等の各種支援制度を活用していきます。

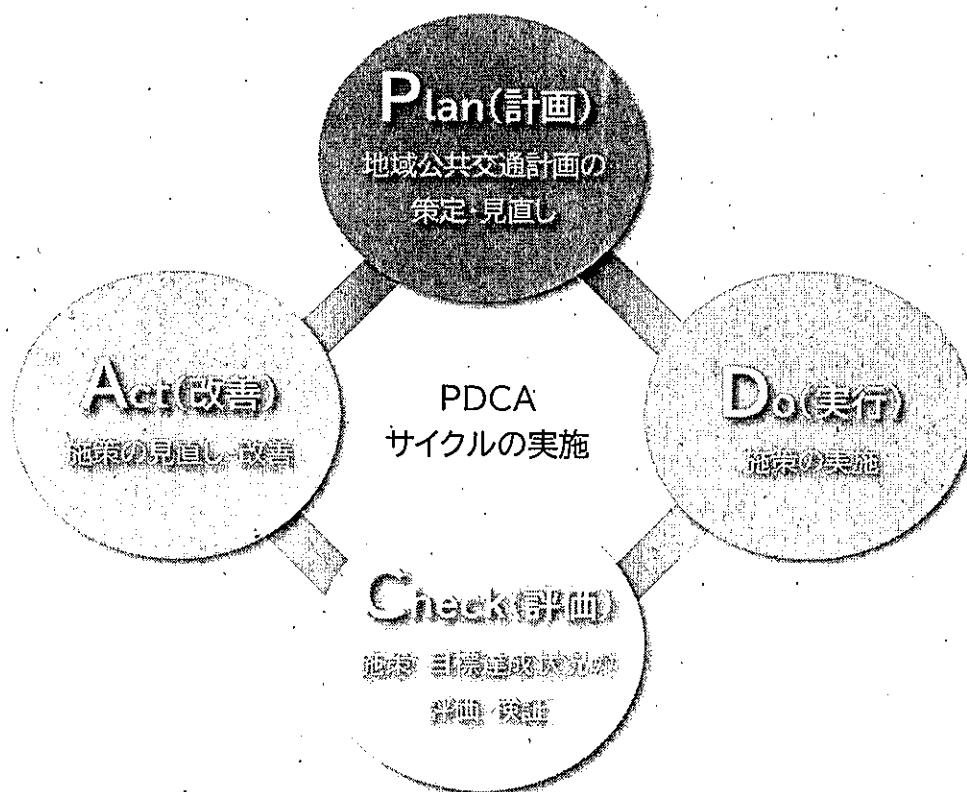
《計画の推進体制》



本計画の推進については、次のイメージに示すPDCA サイクル（Plan「計画」⇒Do「実行」⇒Check「評価」⇒Act「改善」）に従って行います。

- ・計画の進捗管理に、PDCA サイクルによる計画期間を通じた長期的な進捗管理や毎年度実施する短期的な進捗管理を実施します。
- ・長期的な進捗管理として、数値目標の達成状況等により、施策の評価・検証を実施します。また、期間中に中間評価・見直しを実施し、計画期間満了時まで目標を達成することが困難であると認められる場合等には、必要に応じて施策の見直しを実施します。
- ・短期的な進捗管理として、毎年度、施策の実施状況を確認します。

《PDCAサイクルの実施イメージ》



9-2 評価指標と方法

本計画を進めるに当たり、目標の達成状況を評価するため、次の達成指標を設定します。

目標 1 高齢者等交通弱者にとって利便性の高い公共交通の整備 評価指標と目標

評価指標	現況 (令和 5 年度)	目標 (令和 10 年度)
①のりあい交通の 1 日当たりの平均利用者数	43.1 人	50 人

【指標の設定理由】

- ・のりあい交通のサービス内容の拡充・利用促進策を通し、利用者数の増加を目指します。

【現況値・目標値の算出方法】

- ・地域公共交通確保維持改善事業の事業年度（令和 5 年度であれば、令和 4 年 10 月から令和 5 年 9 月までの期間）におけるのりあい交通の運行実績から、利用者数と運行日数を用いて算出します。

評価指標	現況 (令和 5 年度)	目標 (令和 10 年度)
②のりあい交通の収支率	17.1%	20%

【指標の設定理由】

- ・のりあい交通のニーズに即した持続可能なサービスを供給していくため、収支率の改善を目指します。

【現況値・目標値の算出方法】

- ・地域公共交通確保維持改善事業の事業年度（令和 5 年度であれば、令和 4 年 10 月から令和 5 年 9 月までの期間）におけるのりあい交通の運行実績から、運行経費（交通事業者への委託費用）と運賃収入（回数券売上を含む。）を用いて算出します。

評価指標	現況 (令和 5 年度)	目標 (令和 10 年度)
③高齢者の外出頻度（週 3 以上）	74.2%	75%

【指標の設定理由】

- ・高齢者等交通弱者の移動手段の拡充等の施策を通し、高齢者の外出機会の増加を目指します。

【現況値・目標値の算出方法】

- ・本計画に係る調査において、65 歳以上の方で、日常生活における外出頻度に「週 3～4 日」「週 5 以上」と回答した方の割合の合計から、高齢者の外出頻度（週 3 以上）を算出します。